

# パテント・インテグレーション株式会社<sup>1</sup>と Patentfield株式会社<sup>2</sup>の特許紛争終結に関する調査報告

## エグゼクティブサマリー

本件の最重要ポイントは、公開資料から確認できる終了形態が「判決」ではなく、民事調停法17条に基づく「調停に代わる決定」の確定であるという点です。被告会社の2026年4月17日付公式通知によれば、東京地裁に係属していた6件の特許権侵害関連事件のうち、令和6年（ワ）第70565号および同第70566号で同決定が確定し、その決定に基づいて残余事件が取り下げられ、全件終了しました。したがって、少なくとも2026年4月24日時点で、一般に想像される意味での「侵害／非侵害を判断した公開判決文」は確認できません。外部から断定できるのは、あくまで「手続上、全件が終結した」という事実までです。<sup>3</sup>

基本情報として公開確認できる事件は以下の6件です。令和6年（ワ）第70502号 特許権侵害差止請求事件、同70503号 損害賠償請求事件、同70565号 特許権侵害差止請求事件、同70566号 損害賠償請求事件、同70624号 特許権侵害差止請求事件、同70625号 損害賠償請求事件で、いずれも東京地裁係属でした。公開訴訟期間は、最初の提起日と公表された2024年10月25日から2026年4月17日までで539日です。第2陣は約506日、第3陣は約479日でした。<sup>4</sup>

争点の技術的中核は、特許文書の一部抽出、タスク選択、分類・関連度評価、根拠提示、生成AIへのプロンプト作成といった、いわば「特許実務向け生成AIワークフロー」の権利化にあります。原告会社の公開資料からは、訴訟群が4件の特許権に基づく6件の事件として組み立てられたこと、そしてその主要候補として特許第7542812号、特許第7578348号、特許第7579555号が強く示唆されます。他方で、第4の特許が特許第7539094号なのか、特許第7493195号なのかは、公開資料だけでは最終確定できません。公開資料が足りない部分は、本報告ではそのまま「不明」と明記します。<sup>5</sup>

実務的な含意は二層あります。第一に、法理上の先例価値は限定的です。公開された侵害論・無効論の判示がないため、どの請求項がどう解釈されたか、どの被疑機能がどこまで問題視されたかは外部から確定できません。第二に、業界実務上のシグナルは大きいです。特許調査・読解・分類・査読支援に生成AIを組み込むSaaS領域で、出願・分割・早期審査・競合警告・連続提訴・会社法429条請求の組合せが現実に用いられたことは、同分野の競合各社にとってFTO (freedom to operate) と役員監督の再点検を促す材料になります。<sup>6</sup>

## 事件の骨格

本件は、原告会社が被告会社の「Patentfield」および「Patentfield AIR」の一部機能が自社保有の生成AI関連特許群を侵害すると主張し、差止めと損害賠償を求めて段階的に提起した一連の知財紛争です。公表ベースでは、2024年10月25日に第1陣、2024年11月27日に第2陣、2024年12月24日に第3陣が提起されました。ただし、被告会社の2025年2月5日付見解では、第2陣について「訴状日付2024年11月26日」とされており、公開資料上は「訴状日付」と「原告公表ベースの提起日」に1日のずれがあります。<sup>7</sup>

事件の係属裁判所は、原告側発表・被告側終了通知のいずれも東京地方裁判所<sup>8</sup>で一致しています。公開された事件番号はいずれも「(ワ)」事件であり、差止請求事件と損害賠償請求事件が対になっている構造で

す。ただし、事件番号ごとにどの特許番号が直接対応していたのか、どの個人被告がどの事件に入っていたのか、どの知財部・どの裁判体に配点されたのかは、確認できる公開一次資料の範囲では特定できません。<sup>4</sup>

事件番号	事件名	公開確認できる提起時点	終了形態	係属期間
令和6年（ワ） 第70502号	特許権侵害差 止請求事件	2024-10-25	2026-04-17確定の17条決 定に基づき取下げ	539日
令和6年（ワ） 第70503号	損害賠償請求 事件	2024-10-25	同上	539日
令和6年（ワ） 第70565号	特許権侵害差 止請求事件	2024-11-27公表 / 2024-11-26訴状日付主張	<b>民事調停法17条決定が確定</b>	約506 日
令和6年（ワ） 第70566号	損害賠償請求 事件	2024-11-27公表 / 2024-11-26訴状日付主張	<b>民事調停法17条決定が確定</b>	約506 日
令和6年（ワ） 第70624号	特許権侵害差 止請求事件	2024-12-24	2026-04-17確定の17条決 定に基づき取下げ	479日
令和6年（ワ） 第70625号	損害賠償請求 事件	2024-12-24	同上	479日

出典は、原告側の3本の提訴公表、被告側の終結通知、被告側の時系列整理見解を統合したものです。第2陣の1日差は本文のとおりです。<sup>9</sup>

もう一つ重要なのは、両社で「訴訟の数え方」が微妙に異なることです。被告会社は2025年2月5日付見解で、便宜上「訴訟①」「訴訟②」「訴訟③」と三つの時期に整理し、それぞれの請求項数を4、2、6と説明しました。他方、原告会社は2024年12月25日付発表で、全体を「4件の特許権に基づく6件の特許権侵害訴訟」と整理しています。公開情報から合理的に読むと、提訴タイミングは3回、事件数は6件、基礎特許は4件という三層構造だった可能性が高い、というのが最も無理のない理解です。<sup>10</sup>

## 終了通知の法的意味

結論から言うと、本件について公開確認できる「公式の終局文書」は、裁判所の公開判決要旨ではなく、被告会社の2026年4月17日付終了通知です。その通知は、70565号事件と70566号事件で民事調停法17条に基づく調停に代わる決定が確定し、その決定に基づいて残りの事件が取り下げられ、すべて終わったと記しています。つまり、外部から確認できる「公式要約」はこの終了通知であり、侵害成否や特許有効性についての公開判決要旨ではありません。<sup>11</sup>

民事調停法17条は、調停成立の見込みがない場合でも、裁判所が相当と認めれば、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で事件解決に必要な決定ができると定めています。また18条は、当事者等が決定告知から2週間以内に異議申立てできるとします。したがって、本件終了通知の「確定」という文言は、少なくとも公開制度上は、異議が出されなかったか、または適法な異議が効力を生じなかったため、当該決定が最終化したことを意味します。ここから先を超えて、たとえば「どちらがどの程度譲歩したか」までを外部から断定することはできません。<sup>12</sup>

この終了形態は、東京地裁知財部が運用する知財調停の制度趣旨とも整合的です。裁判所の説明では、知財調停は、知財部の裁判官と知財経験の豊富な弁護士・弁理士等から構成される調停委員会が、簡易・迅速・非公開で紛争解決を図るための「第3の紛争解決ツール」であり、争点が特定されている特許紛争などが対象

に含まれます。公開資料から本件が正式に「付調停」だったとまでは断定できませんが、**終局が17条決定**になっていること自体は、**知財部で利用可能な制度設計の射程内**です。<sup>13</sup>

## 判決文全文と公式要約の到達状況

要求項目	到達結果	補足
判決文全文 (原文)	<b>公開未確認</b>	少なくとも本調査で確認できた accessible な公式公開資料では、侵害成否を示す公開判決文は確認できませんでした。終局形態は17条決定の確定です。
公式要約	<b>あり</b>	被告会社の2026-04-17終了通知が、現時点での事実上の公式要約に当たります。
重要判断理由 の逐条解説	<b>限定的 に可能</b>	公開文書が17条決定の本文ではないため、解説できるのは「手続の意味」までであり、「請求項Xは充足」などの判示解説はできません。

上表の判断根拠は、被告会社の終結通知と、民事調停法17・18条および東京地裁知財調停の公開説明です。

<sup>14</sup>

## 逐条的な読み解き

終了通知の第1要素は、**70565号・70566号で17条決定が確定した**という部分です。これは「第2陣の2事件が、裁判所関与の調停的決着の中核になった」ことを示します。<sup>15</sup>

第2要素は、「**同決定に基づきその余の事件が取り下げられた**」という部分です。これは、残る4件が**単独に判決で終わったのではなく、同じ解決パッケージの中で訴訟上終局した**ことを意味します。少なくとも公開記録上は、全6件が一本の包括解決に収斂したと読むのが自然です。<sup>16</sup>

第3要素は、「**すべての事件が終了した**」という宣言です。これは、2026年4月24日時点で新たな控訴係属や継続中の一番事件が公開確認できないことと整合的であり、通常の意味での「まだ裁判中」という理解は取りにくい状態です。<sup>16</sup>

第4要素は、**公開されていないものの大きさ**です。公開文書には、金銭支払の有無、実施差止めの有無、ライセンスの有無、対象機能の改修義務の有無、秘密保持条項の有無が書かれていません。したがって、SNSや口頭ベースで流布しがちな「原告全面勝訴」「実質和解」「無罪放免」といった表現は、**いずれも公開一次資料からは立証できません**。<sup>11</sup>

## 両社の公式発表と報道の時系列

原告会社の公式発表は、**2024年10月29日、2024年11月28日、2024年12月25日**の3本が中核です。第1報は2024年10月25日提起の第1陣を公表し、第2報は11月27日提起の第2陣を「追訴」と位置付け、第3報は12月24日提起の第3陣を加えたうえで、全体を**4件の特許権に基づく6件の訴訟**と整理しました。第3報では、被告代表取締役に対する**会社法429条**に基づく損害賠償請求を前回および今回の訴訟に含めたこと、そして被告の特許第7421740号について異議申立てを行い、2024年11月12日に取消理由通知を受けたとする原告主張も示されています。もっとも、この7421740号に関する取消理由通知の部分は、**本報告では原告会社の主張として扱うのが適切**です。<sup>17</sup>

被告会社の公式発表は、**2024年11月1日、2024年11月26日、2025年2月5日、2026年4月17日**が重要です。11月1日の第1報では、まだ訴状未受領とし、詳細コメントを差し控えました。11月26日の第2報では、

「Patentfield AIR」の一部機能について原告保有の特許1件侵害主張を受けたとし、サービス停止予定はないと説明しました。2025年2月5日の詳細見解では、訴訟①～③の時系列と請求項数、非侵害・無効・損害論などに関する自社見解を提示しました。2026年4月17日の最終通知では、前記のとおり17条決定確定と他事件取下げにより全件終了と公表しました。<sup>18</sup>

## 公式発表比較表

日付	発信者	原文タイトル	要点の平易化	出典
2024-10-29	原告会社	Patentfield株式会社に対する生成AIに関する特許権侵害訴訟の提起について	10/25に第1陣提起。被告製品の一部機能が複数の生成AI特許を侵害すると主張。	19
2024-11-28	原告会社	Patentfield株式会社に対する生成AIに関する特許権侵害訴訟の追訴提起について	11/27に第2陣提起。「4件目」と位置付け、保有特許5件の概要も列挙。	20
2024-12-25	原告会社	「AI特許総合検索・分析プラットフォーム Patentfield」および「Patentfield AIR」に対する4件の特許権に基づく6件の特許権侵害訴訟提起のお知らせ(3)	12/24に第3陣提起。全体を4特許・6事件と整理し、429条請求や被告特許への異議も主張。	21
2024-11-01	被告会社	当社に対する特許権侵害訴訟の提起に関するお知らせ	原告が提訴を公表したが、当社はまだ訴状未受領で詳細不明。	22
2024-11-26	被告会社	当社に対する特許権侵害訴訟の提起に関するお知らせ	Patentfield AIRの一部機能のみが訴訟対象で、停止予定はないと説明。	23
2025-02-05	被告会社	生成AIに関する特許権侵害訴訟における当社見解について	訴訟①～③の時系列、請求項数、非侵害・無効論・損害論の見解を公開。	24
2026-04-17	被告会社	パテント・インテグレーション株式会社と当社との間の特許権侵害訴訟の終了のお知らせ	70565/70566の17条決定確定と他事件取下げにより、全件終了。	16

## 業界・メディア記事の時系列整理

timeline

title Patentfield × Summaria 紛争の公開タイムライン

2023-07-27 : 原告会社が後に「製品対比・分類・発明評価機能のリリース日」と主張

2023-09-12 : 被告会社の特許7421740出願

2024-10-25 : 第1陣提起

2024-10-28 : MLexが第1陣を報道  
 2024-11-01 : 被告会社が第1報  
 2024-11-26 : 被告会社が第2報  
 2024-11-27 : 原告会社が第2陣提起  
 2024-12-24 : 第3陣提起・被告会社も当日通知  
 2025-02-05 : 被告会社が詳細見解を公表  
 2026-04-17 : 17条決定確定・残余事件取下げ

上のタイムラインは、原告・被告の公式発表、被告特許の出願情報、専門ニュースMLex<sup>25</sup>、および業界ブログ記事を統合したものです。第三者記事としては、MLexの2024年10月28日報道、業界ブログYorozuIPSCの2024年10月31日・11月5日・12月31日記事が、本件を比較的早く追っています。ただし、これらは**一次事実の出典ではなく、一次資料への案内として使うべき**です。<sup>26</sup>

## 技術的背景と対象特許

被告会社のサービス説明によれば、「Patentfield」は、**AIサマリー、AI検索、AI分類予測、可視化**などを備えたAI特許検索・分析プラットフォームであり、「Patentfield AIR」はその上に、**大量母集団への生成AI査読、要約、分類・ラベル付与、先行文献との対比評価、ポートフォリオ分析**などを追加するオプション機能です。公開ページでは**最大1万件の国内外公報**に対する処理や、ユーザー入力プロンプトに従う柔軟な査読処理が強調されています。これは、原告会社の特許群がカバーしようとしている発明思想と、かなり近接した問題領域にあります。<sup>27</sup>

一方、原告会社側の2024年12月25日発表では、自社製品「サマリア」のリリース後に被告会社が類似内容を含む特許出願をしたと主張し、被告特許7421740号を紛争文脈に引き込みました。被告特許7421740号の公開要約は、**技術的思想を含む技術情報と対象特許情報を取り込み、所定の観点から両者の関連性評価をLLMで出力する**というものです。これは本件が、単なるUI競争ではなく、「**特許実務におけるLLMの使い方そのもの**」をめぐる**権利境界争い**であったことを示しています。<sup>28</sup>

## 原告会社の主要関連特許

特許番号	公開確認できる出願・登録情報	要旨	請求項1レベルの中核	公開資料から見た訴訟関連度
特許第7542812号	出願 2023-06-19、登録 2024-08-23、公報 2024-09-02、請求項数 16	特許文書で行うタスクに応じ、クエリと抽出箇所を組み合わせ <b>てプロンプト生成する技術</b>	タスク受付、クエリ受付、特許文書取得、所定抽出箇所抽出、クエリ+抽出箇所を含むプロンプト生成	<b>高</b> 。親特許であり、後続分割特許の起点。 <sup>29</sup>
特許第7578348号	出願 2024-08-08、原出願 2023-06-19、登録 2024-10-28、公報 2024-11-06、請求項数 23	ユーザーが <b>タスクと項目を選び</b> 、その選択項目に対応する箇所を含めてプロンプトを作る技術	タスク提示、タスク選択受付、項目提示、項目選択受付、クエリ取得、選択項目対応箇所+クエリでプロンプト作成	<b>高</b> 。7542812の分割で、被告側も「分割特許」争点を言及。 <sup>30</sup>

特許番号	公開確認できる出願・登録情報	要旨	請求項1レベルの中核	公開資料から見た訴訟関連度
特許第7579555号	出願 2024-09-30、原出願 2023-06-19、登録 2024-10-30、公報 2024-11-08、請求項数 9	分類情報やクエリ情報を用い、 <b>分類付与や関連度評価とその根拠</b> を出させるプロンプト生成技術	分類取得、分類と根拠を出力する指示に分類情報と文書一部を含める、またはクエリと文書一部から関連度・根拠を出力させる	高。同一ファミリーの後続分割で、第3陣の有力候補。 <sup>31</sup>
特許第7493195号	出願 2024-01-29、公報 2024-05-31	LLM出力を教師データ化し、学習モデルにより母集団中の他文書を処理する <b>教師データ生成技術</b>	LLMで第1文書から出力を得て、それを教師データとして学習モデルを訓練し、第2文書を処理	中。原告会社が訴訟群と同時期に重要特許として列挙したが、事件番号との対応は不明。 <sup>32</sup>
特許第7539094号	公報 2024-08-23	用語解説、高品質サマリ、RAGを活用した文書生成・解析の幅広い活用を想定	公開アクセス範囲では全文抽出未了だが、原告会社は高品質要約・用語解説特許として位置付ける	中。第4の訴訟基礎特許候補だが、公開資料だけでは確定不可。 <sup>33</sup>

公開資料から高確度で言えるのは、**7542812・7578348・7579555が同一ファミリーであり、しかも分割関係にある**ことです。被告会社が2024年12月24日付通知で「既に提起されている訴訟で侵害主張されている特許の**分割特許1件**」に言及しているため、少なくとも第1陣～第3陣のどこかで、これらのファミリー特許が連動して行使されたとみるのが自然です。逆に言えば、**公開資料だけで『70502号は7542812、70565号は7578348…』と機械的に対応付けるのは危険**です。<sup>34</sup>

## 被告会社の関連特許

被告会社の**特許第7421740号**は、2023年9月12日出願、2024年1月25日公報で、**技術情報と比較対象特許情報をLLMに与え、所定観点から両者の関連性評価を出力する技術**です。原告会社はこれを自社仕様と実質同一だと主張し、異議申立てと取消理由通知にも言及しました。他方、この部分は少なくとも公開確認できる限りでは**原告会社の一方的主張**であり、被告会社側の正式な譲認ではありません。<sup>35</sup>

## 関連先行技術

7542812/7579555ファミリーについてGoogle Patents上で確認できる引用文献には、**富士通の特許情報構築技術 (JP2010282543A)**、**日立の分類付与技術 (JP2016206748A)**、**野村総合研究所の作成支援技術 (JP2020095716A)**、**Microsoftの文書自動補完 (US20220138410A1)**、**Salesforceの制御可能要約 (WO2022046403A1)**などが含まれます。7493195については、**AI Samuraiの特許文書作成支援技術 (JP2023115837A)**も引用文献として表示されています。これは本件特許群が、「**特許文書×LLM**」の全く空白な領域ではなく、**既存の分類付与・文書生成・支援システム上に積み上がる位置**にあることを示します。もっとも、引用文献に載っているから直ちに無効理由になるわけではない点には注意が必要です。<sup>36</sup>

## 影響、リスク、控訴可能性、今後の見通し

まず特許法上の影響ですが、本件は公開判決が見当たらないため、請求項解釈、均等論、無効の抗弁、ソフトウェアSaaSにおける実施行為の場所といった doctrinal な争点に関して、将来事件を拘束するような先例効果はほぼ残していません。対外的に残るのは、「この市場で競争する当事者が、出願・分割・早期審査・警告・連続提訴を現実に実行した」という事実です。実務インパクトは、**法理形成より競争抑止と交渉レバレッジの方が大きい**と評価すべきです。<sup>37</sup>

次に**ビジネス上の短期影響**です。被告会社は係属中から「Patentfield AIR」のサービス停止予定はないと説明しており、終結通知でも停止や事業縮小には触れていません。そのため、外形上は**プロダクト提供の継続可能性が改善した**と見てよい一方、17条決定の中身が非公開である以上、**何らかの機能改修・金銭条件・将来実施条件が課された可能性**を完全には排除できません。投資家、提携先、大口顧客にとっては、この「**終わったが条件は見えない**」という点自体が短期リスクです。これは公開情報の限界に由来するリスクであり、勝敗の問題とは別です。<sup>38</sup>

**中長期の業界影響**としては、特許調査・特許読解・特許分析の生成AIサービス各社が、①特許ファミリーと分割出願の監視、②自社プロンプト設計とUIフローの記録化、③競合比較時のFTOレビュー、④警告受領時の取締役会レベルの判断記録、を強化する方向へ動く可能性が高いとみます。これは推論ですが、原告会社が第2陣・第3陣で**会社法429条請求**まで入れたこと、そして比較対象となる大阪地裁判例で実際に役員個人責任が認められていることを踏まえると、役員層の意識変化は特に大きいはずです。<sup>39</sup>

### リスク評価

評価対象	短期	中長期	評価理由
競合するAI特許SaaS事業者	中～高	高	本件は「特許文書×生成AIワークフロー」自体が権利行使対象になり得ることを示した。
既存ユーザー企業	低～中	中	訴訟は終結したが、終結条件非公開につき、機能変更や契約条項見直しの可能性を完全排除できない。
被告会社の役員・経営陣	中	中～高	本件で429条請求が用いられ、比較判例でも patent infringement と役員責任の接続が認められている。
特許保有者側の交渉力	高	中	公開判決はなくても、分割特許や連続提訴が十分な交渉圧力になることが示された。

この表は、公開事実を基礎にした**推論的評価**です。事実認定そのものではありません。<sup>40</sup>

### 控訴状況と今後の法的見通し

本件に関して、**公開確認できる範囲では控訴係属は確認できません**。というよりも、終局形態が17条決定の確定である以上、通常の一審判決に対する控訴とは構造が異なります。実務的には、**異議申立ての機会**は17条決定に対する2週間のプロセスの中に吸収され、その期間経過後に「**確定**」となったと理解するのが自然です。したがって、本件についていま問題になるのは「**控訴の可能性**」より、**確定した決定内容の履行・遵守の有無ないし、別の特許・別の行為態様を対象にした新規紛争の可能性**です。<sup>41</sup>

将来見通しとしては、被告会社側では訴訟終結後もPatentfield AIRの活用事例紹介や機能告知が続いており、事業継続の意思は明白です。他方、原告会社側も同種分野の他社に対して別件提訴を行っているため、**市場から見れば紛争が終わったのではなく、「この分野の特許行使が本格化した」と理解する方が安全**です。<sup>42</sup>

## 参考判例、学説、信頼度評価

本件と比較するうえで最も有益な公開判例の一つは、**知的財産高等裁判所** <sup>43</sup> 大合議の**ドワンゴ対FC2事件**です。これはオンラインサービスと特許権侵害の接点で、**属地主義と特許法2条3項1号の「生産」該当性**が主要争点となりました。本件は公開判決がないため法理形成に至りませんでした。もし侵害論まで公開裁判が進んでいれば、SaaS型のAI特許サービスがどこで「実施」されているか、どの機能単位で実施行為を認定するか、といった論点が重要になったはず。その意味で、ドワンゴ事件は**本件がもし判決まで行っていた場合の比較参照軸**として有用です。 <sup>44</sup>

次に、**大阪地裁令和3年9月28日・令和元年（ワ）第5444号**は、本件で原告会社が採用した**会社法429条**請求との比較で非常に重要です。この事件では、会社による特許権侵害について、取締役個人の第三者責任が認められたと整理されています。TMI総合法律事務所の解説や商事法務の解説、さらに学説整理からは、**特許侵害警告を受けた後の経営判断、侵害・無効論の検討状況、実施継続による損害の回避策**などが、役員の善管注意義務・悪意重過失判断に接続されていることが読み取れます。本件が公開判決に至らなかった以上、429条請求の成否は不明のままですが、**請求自体が実務的に十分あり得るカードであった**ことは比較法的に確認できます。 <sup>45</sup>

さらに制度面では、東京地裁知財調停の公開運用資料が参考になります。そこでは、**争点が過度に複雑でなく、交渉中で、特定された知財紛争**が知財調停に適すると説明されています。本件は多数の事件が並行していた点で典型例そのものではないものの、**一定の争点整理が済んだ特許紛争を、非公開かつ迅速に終局させる**という制度の狙いにかなり重なっています。結果として本件が17条決定確定に至ったことは、判例というより**制度運用上の教科書例に近い終わり方**でした。 <sup>46</sup>

### 学説との接点

学説面では、「**会社法と特許法との交錯に関するケーススタディ**」や、「**会社法429条1項の損害認定における特許法102条2項の適用の可否**」といった文献が、本件理解に有用です。これらは直接本件を論じたものではありませんが、**役員責任と特許侵害損害論の交差領域**を扱っており、本件のように企業本体への差止・損害賠償請求と役員個人請求が同時に現れる場面を考える際の参照点になります。 <sup>47</sup>

### 情報源の信頼度評価

情報源区分	例	信頼度	根拠
裁判所・法令の公式公開情報	17条・18条の条文、知財調停の運用説明、東京地裁・知財高裁の公開資料	A	一次資料であり、手続・制度・公開判例情報について最も信頼できる。もっとも、本件では17条決定本文自体が公開確認できない限界がある。
特許公報・公報由来メタデータ	特許第7542812号、7578348号、7579555号、7421740号などの公報表示	A-	権利番号、出願日、登録日、請求項、要約の確認に有効。Google Patentsは公報の二次表示なので、法的ステータス注記には注意が必要。
当事者の公式発表	原告・被告の公式サイトおよびPR TIMES <sup>48</sup> 配信文	A-	「いつ何を主張し、何を公表したか」の確認には強い。ただし、相手方非難や法的評価は当然ながら当事者バイアスを含む。

情報源区分	例	信頼度	根拠
専門ニュース	MLex <sup>25</sup>	B+	法務・規制分野に強い専門ニュースで、一次資料への入口として有用。ただし本件では概要報道の域を出ない。
業界ブログ・法律事務所解説	YorozuIPSC、法律事務所の判例解説	B～C	一次資料の要約・整理として有用だが、一次資料の代替にはならない。評価・コメント部分は執筆者の視点を含む。
公報由来だが二次的な知財DB	J-GLOBAL、業界ポータル	B	発明要約や基本メタデータ確認には便利。ただし、最終的な法的評価は一次公報・裁判資料で確認すべき。

この評価表自体も、各ソースの性質に基づく分析です。特に本件では、**一次資料の空白部分が大きい**ため、Aランク資料だけで全疑問に答えられない、という点がむしろ重要な結論です。 <sup>49</sup>

## 総合結論

本件について、2026年4月24日時点で外部から確定的に言えるのは、**東京地裁の6事件が、70565号・70566号における民事調停法17条決定の確定と、それに基づく他事件の取下げによって終結した**ということです。逆に、**侵害の成否、特許の有効無効、損害額、ライセンス条件、機能停止・改修の有無**は、公開一次資料だけでは確定できません。したがって、「どちらが法的に勝ったか」を公開情報だけで単純化するのは適切ではありません。 <sup>15</sup>

それでもなお、本件の市場の意味は大きいです。公開特許と公開サービス説明を照合すると、紛争の射程は**特許文書に対するLLMプロンプト生成、タスク選択、項目抽出、分類・関連度・根拠提示、教師データ生成**といった、AI特許実務支援の中核フローに及んでいます。公開判決が残らなかったため「法理」は作られませんが、**競争地図は確実に変わった**と見るべきです。日本のAI特許調査・分析SaaS事業者にとって、本件は「もし訴えられたらどうなるか」の抽象論ではなく、**もう実際に起きた**という意味で、今後のFTOと知財ガバナンスの現実的な基準点になります。 <sup>50</sup>

<sup>1</sup> <sup>42</sup> <https://en.patentfield.com/news/309>

<https://en.patentfield.com/news/309>

<sup>2</sup> <sup>5</sup> <sup>20</sup> <sup>33</sup> <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000009.000086119.html>

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000009.000086119.html>

<sup>3</sup> <sup>4</sup> <sup>11</sup> <sup>14</sup> <sup>15</sup> <sup>16</sup> <sup>37</sup> <sup>43</sup> <sup>48</sup> <sup>49</sup> <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000062.000025380.html>

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000062.000025380.html>

<sup>6</sup> <sup>8</sup> <sup>21</sup> <sup>28</sup> <sup>39</sup> <sup>40</sup> <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000010.000086119.html>

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000010.000086119.html>

<sup>7</sup> <sup>9</sup> <sup>17</sup> <sup>19</sup> <sup>25</sup> <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000008.000086119.html>

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000008.000086119.html>

<sup>10</sup> <sup>24</sup> <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000052.000025380.html>

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000052.000025380.html>

<sup>12</sup> <sup>41</sup> <https://jplaws.app/d/326AC1000000222-m.html>

<https://jplaws.app/d/326AC1000000222-m.html>

- 13 46 [https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi\\_section29\\_40\\_46\\_47/tizaityoutei/index.html](https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/tizaityoutei/index.html)  
[https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi\\_section29\\_40\\_46\\_47/tizaityoutei/index.html](https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/tizaityoutei/index.html)
- 18 22 <https://en.patentfield.com/news/266>  
<https://en.patentfield.com/news/266>
- 23 38 <https://en.patentfield.com/news/269>  
<https://en.patentfield.com/news/269>
- 26 <https://www.mlex.com/mlex/articles/2254368/japan-s-database-service-patent-integration-sues-rival-patenfield-for-patent-infringement>  
<https://www.mlex.com/mlex/articles/2254368/japan-s-database-service-patent-integration-sues-rival-patenfield-for-patent-infringement>
- 27 <https://product.patentfield.com/air>  
<https://product.patentfield.com/air>
- 29 50 <https://patentimages.storage.googleapis.com/00/21/ae/3a68c29ad808e6/JP7542812B1.pdf>  
<https://patentimages.storage.googleapis.com/00/21/ae/3a68c29ad808e6/JP7542812B1.pdf>
- 30 <https://patentimages.storage.googleapis.com/fc/ef/ce/f6726f68118631/JP7578348B1.pdf>  
<https://patentimages.storage.googleapis.com/fc/ef/ce/f6726f68118631/JP7578348B1.pdf>
- 31 <https://patentimages.storage.googleapis.com/5d/c6/2f/e1d4e52bd80029/JP7579555B1.pdf>  
<https://patentimages.storage.googleapis.com/5d/c6/2f/e1d4e52bd80029/JP7579555B1.pdf>
- 32 <https://patents.google.com/patent/JP7493195B1/en>  
<https://patents.google.com/patent/JP7493195B1/en>
- 34 36 <https://patents.google.com/patent/JP7579555B1/ja>  
<https://patents.google.com/patent/JP7579555B1/ja>
- 35 <https://patents.google.com/patent/JP7421740B1/ja>  
<https://patents.google.com/patent/JP7421740B1/ja>
- 44 [https://www.courts.go.jp/ip/hanrei/g\\_panel/](https://www.courts.go.jp/ip/hanrei/g_panel/)  
[https://www.courts.go.jp/ip/hanrei/g\\_panel/](https://www.courts.go.jp/ip/hanrei/g_panel/)
- 45 <https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2022/13211.html>  
<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2022/13211.html>
- 47 <https://cir.nii.ac.jp/crid/1520295802037400064>  
<https://cir.nii.ac.jp/crid/1520295802037400064>